

令和2年2月25日開会

令和2年3月

# 市議会定例會議案書

寝屋川市

# 目 次

番 号	案 件	頁
報告 第 1 号	専決処分の報告（令和元年度寝屋川市一般会計補正予算（第5号））	別冊
議 案 第 1 号	令和元年度寝屋川市一般会計補正予算（第6号）	別冊
議 案 第 2 号	令和元年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議 案 第 3 号	寝屋川市法令遵守に関する条例の一部改正	1
議 案 第 4 号	寝屋川市事務分掌条例の一部改正	3
議 案 第 5 号	寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正	6
議 案 第 6 号	寝屋川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正	8
議 案 第 7 号	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	10
議 案 第 8 号	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	12
議 案 第 9 号	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	14
議 案 第 10 号	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	16
議 案 第 11 号	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	18
議 案 第 12 号	寝屋川市介護保険条例の一部改正	25

番号	案件	頁
議案第13号	寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正	27
議案第14号	寝屋川市食品衛生法施行条例の一部改正	29
議案第15号	寝屋川市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正	31
議案第16号	寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例の制定	33
議案第17号	寝屋川市動物愛護管理員設置条例の制定	38
議案第18号	寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正	40
議案第19号	令和2年度寝屋川市一般会計予算	別冊
議案第20号	令和2年度寝屋川市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第21号	令和2年度寝屋川市介護保険特別会計予算	別冊
議案第22号	令和2年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第23号	令和2年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
議案第24号	令和2年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	別冊
議案第25号	令和2年度寝屋川市水道事業会計予算	別冊
議案第26号	令和2年度寝屋川市下水道事業会計予算	別冊

番号	案件	頁
議案第27号	包括外部監査契約の締結	42
議案第28号	市道の廃止	43
議案第29号	市道の認定	44
議案第30号	教育委員会教育長の任命	47

議案第 3 号

## 寝屋川市法令遵守に関する条例の一部改正

寝屋川市法令遵守に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市法令遵守に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市法令遵守に関する条例（平成 21 年寝屋川市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 3 号中「同条第 4 項」を「同条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

## 寝屋川市事務分掌条例の一部改正

寝屋川市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市事務分掌条例の一部を改正する条例

寝屋川市事務分掌条例（平成12年寝屋川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号から第5号までを次のように改める。

- (3) 総務部
- (4) 危機管理部
- (5) 市民サービス部

第1条中第10号及び第11号を削り、第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 市民活動部

第1条に次の3号を加える。

- (11) 2軸化事業本部
- (12) まちづくり推進部
- (13) 都市基盤整備部

第2条経営企画部の項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 広報に関すること。

第2条財務部の項第4号及び第5号を削り、同条人・ふれあい部の項を削り、同条総務部の項の次に次の3項を加える。

危機管理部

- (1) 消防、防犯及び防災に関すること。
- (2) いじめ防止対策に関すること。
- (3) 危機管理に関すること。
- (4) 人権施策の調整及び人権啓発に関すること。
- (5) 男女共同参画施策の企画及び総合調整に関すること。
- (6) 消費者対策に関すること。

市民サービス部

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (2) 市民葬儀、火葬及び公園墓地に関すること。
- (3) 市税の賦課及び徴収に関すること。
- (4) 国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること。
- (5) 広聴及び市民相談に関すること。

#### 市民活動部

- (1) 市民活動及びコミュニティ活動の振興に関すること。
- (2) 都市交流に関すること。

第2条市民生活部の項を削り、同条健康部の項第3号を削り、同条まち政策部の項及びまち建設部の項を削り、同条に次の3項を加える。

#### 2軸化事業本部

- (1) 2軸のまちづくりの基本的な計画及び総合調整に関すること。
- (2) 都市計画に関すること。

#### まちづくり推進部

- (1) まちづくりの推進に関すること。
- (2) 住宅に関すること。
- (3) 住環境の整備に関すること。
- (4) 交通政策に関すること。
- (5) 商工業及び農業の振興に関すること。

#### 都市基盤整備部

- (1) 道路、橋りょうその他土木に関すること。
- (2) 連続立体交差事業に関すること。
- (3) 建築指導及び開発指導に関すること。
- (4) 公園及び緑化に関すること。
- (5) 建築及び営繕に関すること。
- (6) 河川及び水路に関すること。
- (7) 浸水対策に関すること。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 5 号

## 寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する條例の一部改正

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成3年寝屋川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第19条中「この」を「この条例に基づく申請又は届出その他この」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 6 号

## 寝屋川市固定資産評価審査委員会条例の 一部改正

寝屋川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

寝屋川市固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年寝屋川市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

## 寝屋川市執行機関の附屬機関に関する條 例の一部改正

寝屋川市執行機関の附屬機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）  
の一部を次のように改正する。

別表市長 寝屋川市公募補助金審査委員会の項及び市長 寝屋川市シティプロモーション推進委員会の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

## 寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）  
の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会に関する規定の失効）

3 別表教育委員会 寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会の項の規定は、  
寝屋川市子ども読書活動推進計画の策定の日限り、その効力を失う。  
別表教育委員会 寝屋川市ドリームプラン選考委員会の項を削り、同表教育委  
員会の項に次のように加える。

寝屋川市子ども読書活動推進計画 策定委員会	寝屋川市子ども読書活動推進計画の策 定についての調査審議に関する事務
--------------------------	---------------------------------------

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 号

## 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一  
部を改正する条例

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年寝  
屋川市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長 (2)の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」  
を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

## 寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一  
部を改正する条例

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年寝  
屋川市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 教育委員会の項を削る。

別表第 3 教育委員会 (2)の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

## 寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市国民健康保険条例（昭和 34 年寝屋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項各号を次のように改める。

(1) 所得割 法第 82 条の 3 第 1 項の規定により大阪府が算定する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定世帯（特定同一世帯所属者（法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が 1 人のみ属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）アに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が 1 人のみ属する世帯であつて特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）アに定める額に 4 分の 3 を乗じて得た額

第 19 条の 3 中「第 19 条の所得割の保険料率」を「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率」に改める。

第19条の4の見出し中「の算定」を削り、同条中「第19条の規定により算定した額と同額」を「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」に改める。

第19条の4の2を次のように改める。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額)

第19条の4の2 第19条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）（以下「退職被保険者特定世帯」という。）前号に定める額に2分の1を乗じて得た額
- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が1人のみ属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）（以下「退職被保険者特定継続世帯」という。）第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額

第19条の5中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第19条の5の5第1項各号を次のように改める。

- (1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
  - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額
  - イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額
  - ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

第 19 条の 5 の 7 中「第 19 条の 5 の 5 の所得割の保険料率」を「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」に改める。

第 19 条の 5 の 8 の見出し中「の算定」を削り、同条中「第 19 条の 5 の 5 の規定により算定した額と同額」を「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」に改める。

第 19 条の 5 の 9 を次のように改める。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額)

第 19 条の 5 の 9 第 19 条の 5 の 6 の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号又は第 3 号に掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額
- (2) 退職被保険者特定世帯 前号に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額
- (3) 退職被保険者特定継続世帯 第 1 号に定める額に 4 分の 3 を乗じて得た額

第 19 条の 5 の 10 中「令第 29 条の 7 第 3 項第 8 号に掲げる金額」を「190,000 円」に改める。

第 19 条の 9 第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

第 19 条の 10 中「令第 29 条の 7 第 4 項第 8 号に掲げる金額」を「160,000 円」に改める。

第 21 条第 1 項中「6 月 18 日」を「6 月 1 日」に改める。

第 22 条の 2 第 1 項中「540,000 円」を「580,000 円」に改め、同項第 2 号中「280,000 円」を「285,000 円」に改め、同項第 3 号中「510,000 円」を「520,000 円」に改め、同條第 3 項中「540,000 円」を「580,000 円」に、「令第 29 条の 7 第 3 項第 8 号に掲げる額を超える場合には、同号に定める額」を「190,000 円を超える場合には、190,000 円」に改め、同條第 4 項中「540,000 円」を「580,000 円」に、「令第 29 条の 7 第 4 項第 8 号に掲げる額を超える場合には、同号に定め

る額」を「160,000 円を超える場合には、160,000 円」に改める。

第 27 条を次のように改める。

(督促手数料)

第 27 条 市長は、保険料について督促状による督促をしたときは、督促状 1 通につき 80 円の手数料を徴収するものとする。ただし、納期限までに納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、この限りでない。

附則に次の見出し及び 7 項を加える。

(令和 2 年度分の保険料率の特例)

26 令和 2 年度分の一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の 100 分の 50 に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（令第 29 条の 7 第 3 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「法施行規則」という。）第 32 条の 9 に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の 100 分の 35 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の 100 分の 15 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数との合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に 4 分の 3 を乗じて得た額

27 令和 2 年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第 19 条の 3 及び第 19 条の 4 の規定の適用については、

第 19 条の 3 中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「附則第 26 項第 1 号に掲げる所得割の保険料率」と、  
第 19 条の 4 中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則第 26 項第 2 号に掲げる額」とする。

28 令和 2 年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額については、第 19 条の 4 の 2 の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第 3 号に掲げる世帯以外の世帯 附則第 26 項第 3 号アに定める額

(2) 退職被保険者特定世帯 前号に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額

(3) 退職被保険者特定継続世帯 第 1 号に定める額に 4 分の 3 を乗じて得た額

29 令和 2 年度分の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第 19 条の 5 の 5 の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 50 に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第 29 条の 7 第 3 項第 4 号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第 32 条の 9 に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 35 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 15 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定める額に 4 分の 3 を乗じて得た額

30 令和2年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の5の7及び第19条の5の8の規定の適用については、第19条の5の7中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「附則第29項第1号に掲げる所得割の保険料率」と、第19条の5の8中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則第29項第2号に掲げる額」とする。

31 令和2年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額については、第19条の5の9の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 附則第29項第3号アに定める額
- (2) 退職被保険者特定世帯 前号に定める額に2分の1を乗じて得た額
- (3) 退職被保険者特定継続世帯 第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額

32 令和2年度分の介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、第19条の9の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 12 号

## 寝屋川市介護保険条例の一部改正

寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市介護保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市介護保険条例（平成 12 年寝屋川市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

（督促手数料）

第 9 条 市長は、保険料について督促状による督促をしたときは、督促状 1 通につき 80 円の手数料を徴収するものとする。ただし、納期限までに納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 13 号

## 寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の 一部改正

寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年寝屋川市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（督促手数料）

第 5 条 市長は、保険料について督促状による督促をしたときは、督促状 1 通につき 80 円の手数料を徴収するものとする。ただし、納期限までに納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

## 寝屋川市食品衛生法施行条例の一部改正

寝屋川市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

第1条 寝屋川市食品衛生法施行条例（平成30年寝屋川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第50条第2項及び」及び「営業者が公衆衛生上講すべき措置に関し必要な基準並びに」を削り、「法の」を「食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の」に改め、「その他の」を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1及び別表第2を削る。

第2条 寝屋川市食品衛生法施行条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年6月1日から施行する。

議案第 15 号

## 寝屋川市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正

寝屋川市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する  
条例

寝屋川市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成 30 年寝屋川市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (3) 浄化槽の保守点検を行った結果、当該浄化槽について生活環境の保全及び公衆衛生上の措置が必要であると認めるときは、速やかに、その浄化槽管理者に対し、当該必要な措置を講ずべきことを説明すること。
- (4) 規則で定めるところにより、浄化槽管理士に対し、大阪府知事が実施する講習会又は規則で定める講習会を、第 3 条第 2 項の有効期間内に 1 回以上受講させること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に寝屋川市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 3 条第 1 項の登録を受けている浄化槽保守点検業者については、当該登録の有効期間の満了の日までの間は、この条例による改正後の寝屋川市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 12 条第 4 号の規定は適用しない。

議案第 16 号

## 寝屋川市子どもの健やかな成長のための 受動喫煙防止条例の制定

寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもの健康を受動喫煙の悪影響から保護するための措置を講ずることにより、子どもの健やかな成長に寄与するとともに、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号及び第8号において同じ。）を発生させることをいい、燃焼させたたばこを所持している場合を含むものとする。
- (3) 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。
- (4) 子ども 18歳に満たない者をいう。
- (5) 市民等 寝屋川市の区域内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在する者又は寝屋川市の区域内を通過する者をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (7) 家庭等 子どもが住所又は居所として継続的に居住する場所をいう。
- (8) 路上喫煙 道路等において、喫煙することをいう。ただし、自動車の車内で、煙がその車外に流出しないようにして喫煙をする場合を除く。
- (9) 道路等 道路その他の屋外の公共の場所（喫煙をすることができる場所として、当該道路等の管理について権限を有する者が指定した場所を除く。）をいう。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。

2 保護者は、喫煙をする場所に、子どもを立ち入らせないよう努めなければならない。

3 市民等は、受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、寝屋川市が実施する子どもの受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(寝屋川市の責務)

第4条 寝屋川市は、子どもの受動喫煙を防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(施策の推進)

第5条 寝屋川市は、市民等及び関係機関等と連携し、及び協力して、子どもの受動喫煙の防止に関する必要な施策を推進するものとする。

(家庭等における受動喫煙の防止等)

第6条 保護者は、家庭等において、子どもの受動喫煙の防止に努めなければならない。

2 家庭等においては、子どもと同室の空間で喫煙をしないようにしなければならない。

(自動車の車内における喫煙の制限)

第7条 子どもが同乗している自動車の車内においては、喫煙をしないようにしなければならない。

(路上喫煙の制限)

第8条 市民等は、子どもの周囲（受動喫煙の防止のために必要があるものとして規則で定める範囲の空間をいう。）において、路上喫煙をしないようにしなければならない。

2 市民等は、道路等のうち特に次に掲げる場所においては、路上喫煙をしないようにしなければならない。

(1) 規則で定める学校、児童福祉施設その他これらに準ずる施設の敷地の外周の道路及び通学路

(2) 規則で定める公園、広場等

(路上喫煙禁止区域の指定)

第 9 条 市長は、子どもの健康を受動喫煙の悪影響から保護するため特に路上喫煙を禁止する必要があると認める区域を、路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 前項の規定による路上喫煙禁止区域の指定は、期間又は時間を使って行うことができる。

3 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

4 前項のほか、市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、その区域内における標識の設置その他の適切な方法により、その区域が路上喫煙禁止区域である旨を明示しなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定の変更等)

第 10 条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は前項の規定による路上喫煙禁止区域の指定の変更について、同条第 2 項及び第 3 項の規定は前項の規定による路上喫煙禁止区域の指定の解除について、それぞれ準用する。

(路上喫煙の禁止等)

第 11 条 市民等は、路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して路上喫煙をしている者に対し、路上喫煙の中止を命ずることができる。

(普及啓発等)

第 12 条 寝屋川市は、子どもの受動喫煙を防止するため、受動喫煙の有害性、受動喫煙が子どもの健康に与える悪影響に関する知識の普及啓発を講ずるものとする。

2 寝屋川市は、子どもの受動喫煙を防止するための助言、支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(罰則)

第 13 条 第11条第 2 項の規定に基づく命令に違反した者は、1,000 円の過料に処

する。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

議案第 17 号

## 寝屋川市動物愛護管理員設置条例の制定

寝屋川市動物愛護管理員設置条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市動物愛護管理員設置条例

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、寝屋川市に、動物愛護管理員を置く。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

## 寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置 等に関する条例の一部改正

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改  
正する条例

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年寝屋川市  
条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 包 括 外 部 監 査 契 約 の 締 結

次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定により議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1 契約期間の始期 令和 2 年 4 月 1 日

2 契 約 金 額 8,195,000 円を上限とする額

3 契約の相手方 住 所 [REDACTED]  
氏 名 玉置寿子  
資 格 公認会計士

## 市道の廃止

次の市道を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議決を求める。

令和2年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

図面対照 番号	路線名	起終点先地番	
		起 点	終 点
C - 228	出雲9号線	出雲町 199番23先から	出雲町 199番28先まで
D - 137	打上高塚町1号線	打上高塚町 748番先から	打上高塚町 719番5先まで

## 市 道 の 認 定

次の路線を市道と認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

令和2年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

図面対照 番号	路線名	起終点先地番	
		起 点	終 点
A - 667	幸4号線	幸町 57番21先から	幸町 57番29先まで
A - 668	池田一丁目22号線	池田一丁目 186番15先から	池田一丁目 186番10先まで
A - 669	池田一丁目23号線	池田一丁目 153番25先から	池田一丁目 153番17先まで
A - 670	池田二丁目8号線	池田二丁目 205番6先から	池田二丁目 206番先まで
A - 671	石津南11号線	石津南町 369番7先から	石津南町 369番6先まで
A - 672	石津南12号線	石津南町 382番4先から	石津南町 383番15先まで
A - 673	木屋町10号線	木屋町 官有無番地先から	木屋町 660番5先まで
B - 334	明徳13号線	明徳一丁目 官有無番地先から	明徳一丁目 1281番1先まで

図面対照 番号	路線名	起終点先地番	
		起 点	終 点
C - 228	出雲9号線	出雲町 199番23先から	出雲町 199番8先まで
C - 383	黒原城内12号線	黒原城内町 147番12先から	黒原城内町 147番6先まで
C - 384	高柳一丁目7号線	高柳一丁目 284番4先から	高柳一丁目 286番10先まで
C - 385	高柳二丁目5号線	高柳二丁目 334番10先から	高柳二丁目 334番12先まで
D - 137	打上高塚町1号線	打上高塚町 764番1先から	打上高塚町 742番3先まで
D - 652	打上高塚町2号線	打上高塚町 802番9先から	打上高塚町 719番7+719番14先まで
D - 653	打上高塚町3号線	打上高塚町 719番17先から	打上高塚町 719番19先まで
D - 654	太秦緑が丘14号線	太秦緑が丘 201番37先から	太秦緑が丘 248番3先まで
D - 655	太秦緑が丘15号線	太秦緑が丘 201番16先から	太秦緑が丘 201番43先まで
D - 656	高宮あさひ丘32号線	高宮あさひ丘 249番39先から	高宮あさひ丘 249番40先まで
D - 657	明和二丁目13号線	明和二丁目 1415番177先から	明和二丁目 1415番188先まで
D - 658	高倉二丁目8号線	高倉二丁目 538番3先から	高倉二丁目 555番13先まで
D - 659	小路北町19号線	小路北町 425番先から	小路北町 435番1先まで

図面対照 番号	路線名	起終点先地番	
		起 点	終 点
D - 660	小路北町20号線	小路北町 434番4先から	小路北町 434番7先まで
D - 661	河北東5号線	河北東町 469番26先から	河北東町 官有無番地先まで

議案第 30 号

## 教 育 委 員 会 教 育 長 の 任 命

次の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により同意を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名 高須郁夫（たかす いくお）

生年月日

### 理 由

教育委員会委員高須郁夫が、令和 2 年 3 月 31 日任期満了のため、引き続き任命したい。

※ 任期 3 年（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項）

# 履歴書

本籍 [REDACTED]  
住所 [REDACTED]  
氏名 高須郁夫 (たかす いくお)  
生年月日 [REDACTED]

## 学歴

昭和 52 年 3 月 立命館大学法学部卒業

## 職歴

昭和 54 年 4 月 寝屋川市立田井小学校教諭  
寝屋川市立明徳小学校教諭 (昭和 63 年 4 月)、東大阪市立森河内小学校教諭 (平成 3 年 4 月)、寝屋川市立楠根小学校教諭 (平成 6 年 4 月) を歴任

平成 9 年 4 月 寝屋川市教育研修センター主幹・指導主事

平成 12 年 4 月 寝屋川市教育委員会事務局学校教育部教育指導課主幹兼人権教育係長

平成 13 年 4 月 寝屋川市立楠根小学校教頭

平成 15 年 4 月 寝屋川市立東小学校長

平成 17 年 3 月 寝屋川市教育委員会事務局教育監

平成 22 年 4 月 寝屋川市立第五小学校長

平成 25 年 3 月 同上 退職

## 公職歴等

自 平成 23年4月 至 平成 24年3月 全国連合小学校長会特別支援教育委員会委員

自 平成 23年4月 至 平成 24年3月 大阪府小学校長会常任理事

自 平成 23年4月 至 平成 25年3月 日本教育会大阪府支部評議員

自 平成 24年4月 至 平成 25年3月 大阪府小学校長会理事

自 平成 25年4月 至 平成 29年3月 寝屋川市教育委員会委員(教育長)

自 平成 29年4月 至 現 在 寝屋川市教育委員会教育長

## 賞罰

なし